

## Ⅰ 調布市バリアフリー推進協議会要綱・委員

<調布市バリアフリー推進協議会要綱>

### 第1 設置

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 24 条の2に基づく移動等円滑化促進方針の作成並びに第 25 条に基づく調布市バリアフリー基本構想の作成及びバリアフリーに関する各種事業の円滑な推進のため、調布市バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### 第2 所掌事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 調布市移動等円滑化促進方針の作成に関すること。
- (2) 調布市バリアフリー基本構想の作成に関すること。
- (3) 次に掲げる事業計画の作成及び進行管理に関すること。

ア 法第 28 条に規定する公共交通特定事業計画

イ 法第 31 条に規定する道路特定事業計画

ウ 法第 33 条に規定する路外駐車場特定事業計画

エ 法第 34 条に規定する都市公園特定事業計画

オ 法第 35 条に規定する建築物特定事業計画

カ 法第 36 条に規定する交通安全特定事業計画

キ アからカまでに掲げるもののほか、市が定めるバリアフリーに関する事業計画

- (4) 公共サインの検討に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

### 第3 構成

協議会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）21 人以上をもって構成する。

- (1) 市民 2人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) 公共交通事業者の従業員 3人以内
- (4) 商工関係者 1人
- (5) 福祉関係者 6人以内
- (6) 行政関係者 7人以内

### 第4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### 第5 会長及び副会長

協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### 第6 招集

協議会は、会長が招集する。

#### 第7 意見の聴取

会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### 第8 部会

協議会に、所掌事項に関する特定の事項を検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員又は市長が任命する関係部署の職員（以下「部会員」という。）をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、会務を掌理し、部会の経過及び結果を協議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が招集する。
- 7 部会長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会員以外の者を部会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### 第9 庶務

協議会の庶務は、都市整備部交通対策課において処理する。

#### 第10 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後に最初に依頼又は任命される委員の任期の満了する日は、第4の規定にかかわらず、平成25年3月31日とする。

#### 附 則（令和3年1月20日要綱第4号）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

<調布市バリアフリー推進協議会委員>

	氏名	所属	区分	備考
1	秋山 哲男	学校法人中央大学研究開発機構教授	学識経験者	会長
2	丹羽 菜生	学校法人中央大学研究開発機構助教	学識経験者	副会長
3	高木 かおり	公募市民	市民	
4	坪井 英樹	公募市民	市民	
5	篠田 貴宏	京王電鉄株式会社鉄道事業本部計画管理部計画担当課長	公共交通事業者	前任 藤井 一郎
6	正殿 真司	京王電鉄バス株式会社安全技術部安全推進・サービス向上担当課長	公共交通事業者	前任 奥田 泰大
7	近藤 和彦	小田急バス株式会社運輸営業部営業担当課長	公共交通事業者	前任 三宅 信彦
8	玉村 秀樹	調布市商工会理事	商工関係者	前任 村澤 守
9	岸本 直美	調布市老人クラブ連合会副会長	福祉関係者	前任 新井 豊
10	菅谷 為太郎	調布市身体障害者福祉協会理事	福祉関係者	
11	浅利 紀子	調布心身障害児・者親の会副会長	福祉関係者	
12	高橋 貞夫	調布市聴覚障害者協会監事	福祉関係者	
13	愛沢 法子	調布市視覚障害者福祉協会会長	福祉関係者	
14	今井 英敏	調布市精神障害者家族会かささぎ会	福祉関係者	
15	斎藤 正和	国土交通省関東地方整備局相武国道事務所交通対策課長	行政関係者	前任 島袋 達
16	徳差 宣	東京都建設局北多摩南部建設事務所補修課長	行政関係者	
17	片渕 裕樹	警視庁調布警察署交通課長	行政関係者	前任 伊藤 由佳里
18	上野 雅男	国土交通省関東運輸局交通政策部バリアフリー推進課長	行政関係者	前任 遠藤 幸
19	木内 盛雅	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通政策担当課長	行政関係者	
20	野澤 薫	福祉健康部長	行政関係者	
21	代田 敏彦	都市整備部参事	行政関係者	前任 八田 主税

敬称略

## 2 パブリック・コメント手続の概要

### <意見募集の概要>

(1) 意見の募集期間

令和4年1月20日(木)～令和4年2月18日(金)

(2) 周知方法

令和4年1月20日号市報及び市ホームページ

(3) 資料の閲覧場所

市役所7階交通対策課, 公文書資料室, 神代出張所, 各図書館, 各公民館, 教育会館1階, 深大寺・下石原・染地を除く各地域福祉センター, みんなの広場(文化会館たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)

(4) 意見の提出方法

氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメールで市役所交通対策課まで提出

※ 資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

### <意見募集の結果概要>

(1) 意見提出件数 84件(19人)

(2) 提出意見の内訳

ア 調布市バリアフリーマスタープラン～移動等円滑化促進方針～(案)に対する意見 20件

イ 調布市バリアフリー基本構想～地区別計画～【調布駅・布田駅・国領駅周辺地区】(案)に対する意見 6件

ウ 調布市バリアフリー基本構想～地区別計画～【飛田給駅周辺地区】(案)に対する意見 3件

エ 調布市バリアフリー基本構想～地区別計画～【京王多摩川駅周辺地区】(案)に対する意見 12件

オ 計画全般に対する意見 17件

カ その他意見 26件

## 用語集

### あ 行

用語	意味
愛の手帳	日常生活に相当な不自由を生じ、福祉的配慮を必要としている方に対し、東京都愛の手帳交付要綱に基づき交付される手帳のこと。
味の素スタジアム	ネーミングライツ契約期間中の東京スタジアムの名称のこと。
アプリ	アプリケーションソフトウェアの略称。目的にあった作業をする応用ソフトウェアとして、主にスマートフォンに導入される。
移動等円滑化基準	移動等円滑化のために必要な施設の整備等に関する基準のこと。公共交通移動等円滑化基準、道路移動等円滑化基準、路外駐車場移動等円滑化基準、都市公園移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化基準がある。
エスコートゾーン	道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置される、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと。
LGBTQ	性的指向や性自認等に関するありようが性的多数派とは異なるとされる人のこと。LGBTQ とは、「lesbian」（レズビアン、女性同性愛者）、「gay」（ゲイ、男性同性愛者）、「bisexual」（バイセクシュアル、両性愛者）、「transgender」（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）、「questioning」（クエスチョニング、自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、又は決めない人）の頭文字をとった語である。
オストメイト	人工肛門や人口膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部又は一部の摘出手術を受け、腹部に排泄するための孔（ストーマ）を設け、排泄、排尿に対応するための袋（パウチ）を装着している。
音響式信号機	信号機が青になったことを視覚障害者に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機のこと。

### か 行

用語	意味
可動式ホーム柵	車両ドア部分に設けられた可動柵部が車両ドアと連動して開閉することにより、乗客と進入する列車とを安全に区画する安全装置のひとつ。

カラーユニバーサルデザイン	多様な色覚に配慮して、情報がなるべく全ての人に正確に伝わるように、利用者の視点に立ってデザインすること。
輝度比	舗装路面上における誘導用ブロックの視認性を表す指標として用いられるもの。
経過時間表示式信号機	青時間の残り時間や赤時間の待ち時間を表示する信号機のこと。
公共用通路（道路以外）	旅客施設の営業時間内において、常時一般交通の用に供されている一般交通用施設（道路以外）であって、旅客施設の外部にあるもの（自由通路など）。
合理的配慮	障害者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、配慮を求められた人が負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために行う配慮のこと。
高齢化率	総人口に対する65歳以上の人口の割合のこと。
高齢者，障害者等	高齢者，全ての障害者，妊産婦，けが人等，日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者のこと。
高齢者障害者等用施設等	高齢者，障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であって、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるもの（車いす使用者用トイレ，車いす使用者用駐車施設，バリアフリー経路を構成するエレベーター，車両等の車いすスペース，優先席等）。
心のバリアフリー	高齢者，障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するために、施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者，障害者等の困難をすべての人々が自らの問題として意識し、相互に理解を深めようと積極的に協力すること。

## さ 行

用語	意味
サービス介助士	公益財団法人日本ケアフィット共育機構が実施する資格制度のこと。高齢者や障害者を手伝うときの「おもてなしの心」と「介助技術」を学び、相手に安心していただきながら手伝いができる人を育成している。
サイン	屋内外に設置する案内用視覚表示設備のこと。歩行者用の一般的なサインは、「案内地図サイン」、「誘導サイン」、「位置サイン」、「規制サイン」、「説明サイン」に分類することができる。
シームレス	機能やサービスがよく連携していて（一貫性があり）利用者にとって快適であるさま。

視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される線状、点状の突起をもった床材等のこと。
JIS (=Japanese Industrial Standards)	日本産業規格(日本の産業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格)のこと。標準化の意義は、自由に放置すれば、多様化・複雑化・無秩序化してしまうモノやコトについて、公正性の確保や安全や健康の保持などの観点から、技術文書として国レベルの「規格」を制定し、これを全国的に「統一」又は「単純化」すること。
準生活関連経路	生活関連経路に準じた整備を行う経路のこと(旧基本構想における調布市独自の設定)。
準生活関連施設	生活関連施設に準じた整備を行う施設のこと(旧基本構想における調布市独自の設定)。
障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)	障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定するもの。
障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律のこと。
障害の社会モデル	「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のこと。
昇降設備	エレベーター・スロープ等のこと。
生活関連経路	生活関連施設相互間の経路のこと。
生活関連施設	高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のこと。
正着	高齢者・障害者等がバスに円滑に乗降できるように、バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。
その他の飛行場	公共の用に供する飛行場のうち、「拠点空港」、「地方管理空港」および「公共用ヘリポート」を除く空港のこと。
ソフト	考え方、システム、制度など主に運用に関するもの。それに対してハードは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。

## た 行

用語	意味
段鼻	階段の段板(踏み板)の先端部分のこと。

特定事業	移動等の円滑化のために必要な施設の整備等に関する事業のこと。公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業がある。
特定事業計画	移動等円滑化基本構想に定められた事業に基づき、各施設設置管理者等がその事業を実施するために具体的な事業内容や計画期間等を定めた計画のこと。
特定道路	生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設又は改築を行う際に道路の移動等円滑化基準（省令）又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。
特定旅客施設	旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するもの。
都市計画道路	円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保のため、都市計画法に基づき定める都市施設のこと。
土地区画整理事業	土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

## な 行

用語	意味
ネットワーク経路	旧基本構想において、地区の横断的な歩行空間ネットワークとしてできる限りバリアフリー化を実施する経路のこと（調布市独自の設定）。
ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方のこと。
ノンステップバス	車両内で階段がないバスのこと。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。

## は 行

用語	意味
ハード	道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。それに対してソフトは考え方、システム、制度など主に運用に関するもの。



バス接近表示システム	バスがいくつ手前のバス停留所まで到着したかを知らせる装置のこと。
パブリック・コメント手続	市民生活に広く影響を及ぼす市の基本的な政策等の策定等に当たり,当該政策等の策定等をする前の適切な時期に政策等の案等を公表し,市民が意見を提出する機会を保障するとともに,提出された意見を十分に考慮して政策等の策定等を行い,提出された意見や意見に対する実施機関の考え方などを公表する一連の手続のこと。
バリアフリー	高齢者,障害者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することで,物理的,社会的,制度的,心理的な障壁,情報面での障壁など全ての障壁を除去する考え方のこと。
バリアフリー経路	旧基本構想において,都市計画道路や生活道路の整備にあわせて道路移動円滑化基準等に適合した事業を実施する経路のこと(調布市独自の設定)。
ハートフルアドバイザー	高齢者や障害者に対して接客サービスを提供するために必要な知識・技術として,接客サービス事業者に与えられる,厚生労働省認定の資格のこと。
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方,内部障害や難病の方,又は妊娠初期の方等,援助や配慮を必要としていることが,外見からは分からない方がいる。そうした方々が,周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで,援助が得やすくなるよう,東京都が平成24年に作成したマークのこと。
ボラード	歩道や建築物の出入口などに,車両の進入抑止や交通流の整流化等の目的で設置される杭のこと。
ホームドア	プラットフォーム縁端部に設けた壁とドアにより,プラットフォームと線路を仕切り,列車到着時のみドア部が開閉する設備のこと。プラットフォームからの転落,列車との接触,線路内への侵入の防止に効果がある。

## や 行

用語	意味
ユニバーサルデザイン	障害の有無,年齢,性別,人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方のこと。

ユニバーサルデザインタクシー	健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシーのこと。
----------------	---

## ら 行

用語	意味
連続立体交差事業	道路と鉄道の平面交差を立体化することにより、踏切をなくし、交通の円滑化と安全性を向上させることを目指すもの。
路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって不特定多数の人が利用できる駐車場のこと。
路側帯	歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたもの。

## わ 行

用語	意味
ワンステップバス	車両乗降部で一段段差があるバスのこと。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。

登録番号 (刊行物番号)
-----------------

2022-41
---------

---

## 調布市バリアフリーマスタープラン ～移動等円滑化促進方針～

---

令和4年4月

編集・発行 調布市 都市整備部 交通対策課

〒182-8511 東京都調布市小島町 2-35-1

電話:042-481-7454

FAX:042-481-6800

---

